

農業集落排水処理施設使用料の改定について

<その2 従量制料金体系の検討>

産業経済部 農業環境整備課

資 料 目 次

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 料金体系の検討について | 1 |
| 2 | 他市町村の状況について | 1 |
| 3 | 従量制料金体系に移行した場合の影響について | |
| | (1) 各世帯における使用料の変化 | 2 |
| | (2) 全世帯における使用料の変化 | 3 |
| | (3) 使用料収入の変化 | 4 |
| | (4) 移行に要する費用等 | 4 |
| 4 | 料金体系の選択について | 5 |

1 料金体系の検討について

農業集落排水処理施設使用料の料金体系については、世帯人数に応じて料金を算定する定額制と水道使用量に応じて料金を算定する従量制の2つの体系があります。

農業集落排水処理施設使用料が、汚水処理にかかる費用負担であることから、水道使用量に応じて料金を算定する従量制は公平性が高いものでありますが、育苗や散水に水道を使用している農家にとっては汚水排出を伴わない水量に対して負担が生じることとなります。

これらの料金体系には、各々メリットとデメリットが認められることから、県庁所在地（政令指定都市を除く）においては、それぞれの料金体系の採用率はおおむね半々となっており、各市町村が地域の実情に合わせて、その地域にふさわしい料金体系を採用しています。

本市においては、農業集落排水が農村地域の下水道、すなわち農家のための施設であるという考え方のもと、その事業の開始以来、定額制を採用してきましたが、前回の使用料等審議会において、従量制への移行について検討を行うべきであるとのこと意見をいただいたことから、今回、以下において検討を行うものです。

2 他市町村の状況について

平成25年度版の総務省 地方公営企業決算状況調査による他市町村の料金体系の採用状況は表1のとおりです。全国で見ると、従量制を採用している市町村は定額制よりも多い状況になっていますが、県庁所在地で見ると、従量制を採用している自治体は、おおむね半数、県内市町村で見ると定額制がわずかに多い状況となっています。

表1 他市町村の料金体系の採用数

| 料金体系 | 全国 | 県庁所在地（政令指定都市を除く） | 茨城県内 |
|------------|-----|------------------|------|
| 従量制 | 484 | 10 | 10 |
| 定額制 | 204 | 10 | 13 |
| その他 | 9 | 0 | 0 |
| 従量制と定額制の併用 | 180 | 7 | 8 |
| 従量制とその他の併用 | 16 | 0 | 0 |
| 定額制とその他の併用 | 11 | 0 | 0 |
| 合計 | 904 | 27 | 31 |

※総務省 地方公営企業決算状況調査結果（平成25年度版）より集計。

※料金体系を併用している市町村は、主として市町村合併後に料金体系を統一していないことを理由としている。

3 従量制料金体系に移行した場合の影響について

(1) 各世帯における使用料の変化

従量制に移行すると、使用水量により応じて料金が課せられることとなります。使用水量は、一般的に世帯人数により変動するものと考えられますが、その生活態様や年齢構成によって大きく異なります。例えば、少ない世帯人数でも農業を営む世帯等は大量に使用する傾向があり、アパート居住世帯はあまり使用しない傾向にあります。表2によると、使用水量の少ない1人世帯においては従量制に移行すると料金が減少することとなりますが、3人世帯で使用水量が多い場合は、料金が增加することが分かります。なお、農業集落排水事業の地区における1人当たりの使用水量は約6.5 m³/月、平均世帯人数は約3.5人となっています。

表2 モデル別1ヵ月当たりの使用料

(単位：円)

| モデル | 料金体系 | 基本使用料 | 人員割又は従量部分の料金 | 計 | 料金変化 (従量制 一定額制) |
|--------------------------------|------|---------|--------------|--------|-----------------------|
| 1人世帯 水道使用量7 m ³ | 定額制 | 1,850.0 | 460.0 | 2,310 | ▲1,128 |
| | 従量制 | 1,182.6 | 0.0 | 1,182 | |
| 1人世帯 水道使用量14 m ³ | 定額制 | 1,850.0 | 460.0 | 2,310 | ▲501 |
| | 従量制 | 1,182.6 | 626.4 | 1,809 | |
| 3人世帯 水道使用量20 m ³ | 定額制 | 1,850.0 | 1,380.0 | 3,230 | ▲482 |
| | 従量制 | 1,182.6 | 1,566.0 | 2,748 | |
| 3人世帯 水道使用量40 m ³ | 定額制 | 1,850.0 | 1,380.0 | 3,230 | 2,974 |
| | 従量制 | 1,182.6 | 5,022.0 | 6,204 | |
| 4人世帯 水道使用量30 m ³ | 定額制 | 1,850.0 | 1,840.0 | 3,690 | 732 |
| | 従量制 | 1,182.6 | 3,240.0 | 4,422 | |
| 4人世帯 水道使用量60 m ³ | 定額制 | 1,850.0 | 1,840.0 | 3,690 | 6,283 |
| | 従量制 | 1,182.6 | 8,791.2 | 9,973 | |
| 6人世帯 水道使用量40 m ³ | 定額制 | 1,850.0 | 2,760.0 | 4,610 | 1,594 |
| | 従量制 | 1,182.6 | 5,022.0 | 6,204 | |
| 6人世帯 水道使用量80 m ³ | 定額制 | 1,850.0 | 2,760.0 | 4,610 | 9,338 |
| | 従量制 | 1,182.6 | 12,765.6 | 13,948 | |

※定額制の料金は平成27年度現在の農業集落排水施設使用料、従量制の料金は平成27年度現在の下水道使用料により算出したものです。

(2) 全世帯における使用料の変化

表3は、現在農業集落排水を使用している約3,000世帯から、水道使用量を確認できた2,000世帯（事業所等を含む）を抽出して料金の変化推計額別に仕分けしたものです。

現行の下水道使用料の料金表を用いた場合、790世帯が料金値上げとなり、1,210世帯が料金値下げとなります。一方で、値上げの心理的影響が大きいと思われる月額1,000円以上の上昇となる世帯は412世帯であり、全体の約20パーセントを占めています。なお、使用料は、隔月で2か月分の請求となっていることから、1か月1,000円の料金上昇は、請求1回当たり2,000円の支払増となります。

また、世帯代表者が農家台帳に登録されている世帯は、2,000世帯中1,182世帯となっており、全体の59%程度が農家であるという状況になっています。特徴としては、月額4,000円以上の上昇となる世帯に占める農家世帯の割合が65%（52世帯中34世帯）と、比較的多い状況になっています。

この月額4,000円といった高額な値上げを回避するためには、育苗や散水に使用している水道水については、散水等除外メーターを設置していただき、使用水量から控除する方法が想定されます。ただし、メーターの設置には、10万円から20万円程度の費用負担が見込まれ、或いは、散水栓の状況によっては設置が困難であるといった状況が想定されています。なお、メーターの設置について自治体負担があるかを県庁所在地及び県内市町村に照会したところ、回答のあった32市町村中1市のみが自治体負担という結果になっています。

表3 家計への影響（月当たり影響額）

（単位：世帯）

| 料金月額の変化 | 現行の下水道料金表を適用した場合 | | うち 世帯代表者が農家台帳に登録されている世帯 | |
|----------------|------------------|--------|-------------------------|--------|
| | 世帯数 | 割合 | 世帯数 | 割合 |
| 8,000円～ | 12 | 0.6% | 5 | 0.4% |
| 6,000～7,999円 | 8 | 0.4% | 5 | 0.4% |
| 4,000～5,999円 | 32 | 1.6% | 24 | 2.0% |
| 2,000～3,999円 | 159 | 8.0% | 98 | 8.3% |
| 1,000～1,999円 | 201 | 10.1% | 115 | 9.7% |
| 0～999円 | 378 | 18.9% | 232 | 19.6% |
| ▲1～▲999円 | 529 | 26.5% | 309 | 26.1% |
| ▲1,000～▲1,999円 | 540 | 27.0% | 332 | 28.1% |
| ▲2,000～▲3,999 | 106 | 5.3% | 57 | 4.8% |
| ▲4,000～▲5,999 | 14 | 0.7% | 3 | 0.3% |
| ▲6,000～▲7,999 | 6 | 0.3% | 0 | 0.0% |
| ▲8,000円～ | 15 | 0.8% | 2 | 0.2% |
| 計 | 2,000 | 100.0% | 1,182 | 100.0% |

(3) 使用料収入の変化

平成 26 年度に下水道使用料の料金表を適用した場合の推定収入は表 4 のとおりです。現在の定額制の農業集落排水施設使用料収入は約 1 億 3,200 万円ですが、従量制である下水道使用料の料金表を適用した場合、収入面での影響はわずかであるという結果になっています。

なお、従量制に移行した場合、水道使用料と一括して農業集落排水施設使用料を徴収することで収納率が向上すると見込まれていますが、一方で使用者の節水行動があるため、有収水量は減少するものと推定されます。

表 4 料金収入シミュレーション

(単位：千円)

| 区分 | 現行制度 (定額制) | 現行の下水道料金表を 適用した場合 (従量制) |
|------------------------|---------------|-------------------------------|
| 収入額 | 132,527 | 132,320 |
| 現行制度との差 | - | ▲207 |
| 増減率 | - | ▲0.16% |
| 20 m ³ 料金月額 | 3,230 円 | 2,748 円 |

※平成 26 年度現在の使用者に各案の料金表を適用した場合の収入額です。

(4) 移行に要する費用等

移行にあたっては、見積もりを取得した結果、水道料金の料金管理システムの改修、お客様番号の統一及び井戸水使用状況確認のための現地調査に 2,200 万円程度の費用が掛かると見込まれています。

移行後の維持管理費については、水道料金と一括徴収となることから水道部への委託費用として、約 600 万円程度が毎年必要となります。なお、これまで使用してきたシステムの廃止等により減少する費用と相殺した結果、毎年約 240 万円程度の増になると見込まれます。

① 移行に掛かる初期費用

システム改修等業務委託 22,000,000 円 (改修及び水栓番号連結業務)

② 維持管理費用の変化

(費用増加) 水道部一括徴収業務委託費 5,880,000 円

…水道料金と納付書を統一することに伴い収納窓口を水道部へ委託するものです。

(費用減少) 既存農業集落排水料金システムの維持管理委託費 ▲130,000 円

…これまで使用してきた農集使用料の管理システムを廃止するものです。

(費用減少) 料金管理嘱託職員経費 ▲1,980,000 円

…納付書等の発送や収入記録を担ってきた嘱託職員の業務を廃止するものです。

(費用減少) 事務費 (郵送経費, 催告書等印刷費, 口座振替手数料等) ▲1,370,000 円

…独自に取り扱ってきた徴収業務に係る事務経費等を廃止するものです。

計 2,400,000 円増

4 料金体系の選択について

これまで採用してきた定額制の料金体系は、使用料が固定されていることから、育苗や散水に係る使用水量が多い農家に配慮した制度であり、農村地域の農業用排水の水質保全や生活環境改善を図るという農業集落排水事業の目的に馴染むものであると言えます。

従量料金制への移行にともなう使用者への影響としては、個別世帯で見ると、使用水量の少ない1人世帯や3人で標準的な使用水量の世帯においては従量制に移行すると料金が減少することとなりますが、3人で使用水量が標準より多い世帯や4人以上の世帯においては料金が増加するものと見込まれています。また、全世帯への影響で見ると、月額1,000円以上の上昇となる世帯が全体の約20パーセントとなり、このうち農家が60%を占めること、さらには、月額4,000円以上の高額値上げとなる世帯では農家が65%を占めることから、農家世帯への影響が比較的大きいと思われています。この高額な値上げへの対策として農家が育苗等に使用した水量を控除するメーターを設置する場合、10万円から20万円程度の費用を要するものと見込まれています。

料金収入への影響としては、平成26年度の使用実績から計算した使用料収入シミュレーションにおいては、現行の下水道使用料の料金表を適用した場合、わずかに減収になるという結果になっています。また、水道使用料と一括して農業集落排水施設使用料を徴収することにより収納率が向上したり、節水行動による有収水量が減少したりすることが予想されるため、結果として料金収入がどのように変化するかは特定が困難なところがあります。一方、従量制へ移行した場合、初期移行コストとして約2,200万円超、ランニングコストとして約240万円程度の増を見込んでいることから、これらの経費を回収できるだけの収入を確保していくことが、移行の前提条件になるものと考えられます。

ここまで、従量制への移行について検討を行ってきましたが、農業振興の観点から農家にとって不利となる場合があること、また、経営収支的にはメリットがないことを踏まえると、現時点においては、定額制の料金体系の維持の選択が適切であり、積極的に従量制への移行を推進していくことは難しいと言わざるを得ません。

今後は、どのような受益者負担のかたちが地域にとってふさわしいものであるかを、市民レベルでの議論を成熟させていきながら、引き続き検討していきます。